

[事案 2025-176] 死亡保険金支払請求

・令和7年10月20日 不受理決定

<事案の概要>

被保険者が死亡したため死亡保険金受取人である申立人が死亡保険金の請求をしたが、被保険者が死亡する直前に、死亡保険金受取人が知人に変更されていたことから、申立人への死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本件では知人が重大な利害関係を有しているところ、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、本件の当事者でない知人の権利についての手続的保障がなく、また、死亡保険金受取人変更の経緯やその他の事実関係を確認することもできないため、申立てを不受理とした。